

国又は地方公共団体の機関の住民基本台帳閲覧について

1 住民基本台帳の閲覧の予約について

閲覧の予約は、1月前から市民課届出証明係で受け付けます。

2 閲覧の申請について

原則として、閲覧を希望する日の1週間前までに、住民基本台帳閲覧請求書を提出してください。

閲覧請求書には、犯罪捜査等のための請求書とそれ以外の請求書がありますので、ご注意ください。

3 住民基本台帳閲覧請求書の書き方について

(1) 請求機関の名称

「総務省」、「〇〇市長」などが該当します。

(2) 請求事由

理由を具体的に記載してください。

(4) 請求に係る住民の範囲

町・字の区域等により可能な限り限定してください。

(5) その他の項目

内容が具体的に分かるように記載してください。

4 閲覧者の本人確認について

閲覧者は、職員証を持参してください。

職員証に写真が貼付されていない場合は、職員証のほかに、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）の本人であることが確認できる書類を持参してください。

佐野市役所 市民課 届出証明係

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

(Tel 0283-20-3016)

第 号
令和 年 月 日

佐野市長 様

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称	(電話 — —)			
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				

(注)「犯罪捜査等のための請求」の場合を除くものにご使用ください。

閲覧時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分
	午後 時 分 ~ 午後 時 分
	時間